

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	倉吉市 母子保健事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和7年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子の健康保持及び増進に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付、費用の支給、徴収に関する事務 ⑩妊産婦及び乳幼児に対する健康診査 ※④はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。
③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番70 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会) 主務省令第2条の表 95、96の項 (提供) 主務省令第2条の表 項番42、48、71、80、95、112、125、155、161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援局こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市菱町722番地 倉吉市 総務部 総務課 電話 0858-22-8112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目253番地1 倉吉市健康福祉部子育て支援局こども家庭センター 電話 0858-27-0031
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報（氏名、生年月日、住所、性別）又は住所を含む3情報（氏名、生年月日、住所）による照会を行うことを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	職員の取り扱う事務によって、システムの参照権限を細かく設定し、特定個人情報へのアクセスを最小限に留めている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-3	番号法第9条第1項及び別表第1 49の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1号～第8号・第10号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番49 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条第1号～第10号	事後	
令和1年6月26日	I-5-①②	福祉保健部 保健センター 所長 大西 康浩	健康福祉部 保健センター 保健センター所長	事後	
令和1年6月26日	I-7	682-0044 鳥取県倉吉市小田458 倉吉市 福祉保健部 保健センター 0858-26-5670	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 総務課 電話 0858-22-8112	事後	
令和1年6月26日	I-8	682-0044 鳥取県倉吉市小田458 倉吉市 福祉保健部 保健センター 0858-26-5670	682-0044 鳥取県倉吉市小田458 倉吉市 健康福祉部 保健センター 0858-26-5670	事後	
令和1年6月26日	II-1、II-2	平成27年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年4月24日	I-1-②	母子保健法に基づき、以下の事業を実施している。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付、費用の支給、徴収に関する事務 番号法の規定に従い、特定個人情報等を訪問指導・健康診査の実施管理、妊娠届・母子手帳の受理管理等に利用する。	母子保健法に基づき、以下の事業を実施している。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付、費用の支給、徴収に関する事務 ⑩妊産婦及び乳幼児に対する健康診査 番号法の規定に従い、特定個人情報等を訪問指導・健康診査の実施管理、妊娠届・母子手帳の受理管理等に利用する。	事後	
令和2年4月24日	I-4-②	番号法第19条第7号 (照会)別表第二 項番70 (提供)別表第二 項番26、56の2、87	番号法第19条第7号 (照会)別表第二 項番69の2、70 (提供)別表第二 項番26、56の2、86、87	事後	
令和2年4月24日	I-5-①②	健康福祉部 保健センター 保健センター所長	健康福祉部 子ども家庭課 子ども家庭課長	事後	
令和2年4月24日	I-8	682-0044 鳥取県倉吉市小田458 倉吉市 健康福祉部 保健センター 0858-26-5670	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目253番地1 倉吉市 健康福祉部 子ども家庭課 電話 0858-27-0031	事後	
令和2年4月24日	II-1、II-2	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月17日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年10月4日	I-4-②	番号法第19条第7号 (照会)別表第二 項番69の2、70 (提供)別表第二 項番26、56の2、86、87	番号法第19条第7号 (照会)別表第二 項番69の2、70 (提供)別表第二 項番26、56の2、87	事後	
令和5年2月3日	I-1-②	母子保健法に基づき、以下の事業を実施している。 ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施 ④妊娠の届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付、費用の支給、徴収に関する事務 ⑩妊産婦及び乳幼児に対する健康診査 番号法の規定に従い、特定個人情報等を訪問指導・健康診査の実施管理、妊娠届・母子手帳の受理管理等に利用する。	母子保健法に基づき、母子の健康保持及び増進に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出の受理 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出 ⑧未熟児の訪問指導 ⑨養育医療の給付、費用の支給、徴収に関する事務 ⑩妊産婦及び乳幼児に対する健康診査 ※④はサービス検索・電子申請機能での受領を含む。	事前	
令和5年2月3日	I-1-③	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	健康管理システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和6年9月2日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番49 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条第1号～第10号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番70 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月2日	I-4-②	番号法第19条第8号 (照会)別表第二 項番69の2、70 (提供)別表第二 項番26、56の2、87	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会) 主務省令第2条の表 95、96の項 (提供) 主務省令第2条の表 項番42、48、71、 80、95、112、125、161	事後	
令和6年9月2日	II-1、II-2	令和2年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和7年9月24日	I-4-②	番号法第19条第8号 (照会) 主務省令第2条の表 95、96の項 (提供) 主務省令第2条の表 項番42、48、71、 80、95、112、125、161	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会) 主務省令第2条の表 95、96の項 (提供) 主務省令第2条の表 項番42、48、71、 80、95、112、125、155、161	事後	
令和7年9月24日	I-5-①	健康福祉部子ども家庭課	健康福祉部子育て支援局こども家庭センター	事後	
令和7年9月24日	I-5-②	子ども家庭課長	こども家庭センター所長	事後	
令和7年9月24日	I-8	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市健康福祉部子ども家庭課 Tel 0858-22-8100	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市健康福祉部子育て支援局こども家庭セ ンター Tel 0858-22-8220	事後	
令和7年9月24日	II-1	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年9月24日	II-2	令和6年7月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年9月24日	IV-8		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登 録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイ ナンバー登録や副本登録の際には、本人から のマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会 を行う際には4情報(氏名、生年月日、住所、性 別)又は住所を含む3情報(氏名、生年月日、住 所)による照会を行うことを厳守しており、人為 的ミスが発生するリスクへの対策は十分である と考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-9	自己点検	自己点検、内部監査	事後	
令和7年9月24日	IV-11		3) 権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-11 判断の根拠		職員の取り扱い事務によって、システムの参照 権限を細かく設定し、特定個人情報へのアクセ スを最小限に留めている。	事後	様式の変更に伴う修正